

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示
- 福島県議会定例会を招集する件 三六二
 - 県営土地改良事業計画を定めた件 三六七
 - 保安林等の皆伐面積の残存許容限度を公表する件 三六七
 - 車両制限令の規定により道路を指定する件 三六六
 - 車両制限令の規定により道路を指定し、及び通行方法を定める件 三六六
 - 車両制限令の規定により国際コンテナ車の通行に係る道路を指定し、及び通行方法を定める件 三六六
 - 肥料の検査の結果の概要を公表する件 三六九
 - 砂利採取業務主任者試験を実施する件 三六九
 - 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三七〇

告示

福島県告示第五百七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を令和八年九月十五日福島市に招集する。

令和八年九月一日

福島県知事 内堀雅雄
（総務課）

福島県告示第五百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、踏瀬長峯地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業（一般型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年九月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書の写し
 - 縦覧の期間
 - 令和八年九月二日から
同 月二十四日まで（二十三日間）
 - 縦覧の場所
 - 泉崎村役場
 - その他
- この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
- また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。
- （農村計画課）

福島県告示第五百七十七号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和八年度において許可すべき同一の単位とされる保安林等の皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。

令和八年九月一日

福島県知事 内堀雅雄

令和八年度皆伐面積の残存許容限度（単位 ヘクタール）	残存許容限度
同一の単位とされる保安林等の名称	
宇多川水源かん養保安林	六〇一・三八
宇多川土砂流出防備保安林	二六三・四七
宇多川干害防備保安林	二・九一
新田川水源かん養保安林	一、九八六・八一
新田川土砂流出防備保安林	七九四・二八
新田川干害防備保安林	三五・〇〇
請戸川水源かん養保安林	二、〇〇〇・八六
請戸川土砂流出防備保安林	八七一・六四
請戸川干害防備保安林	〇・二八
請戸川土砂崩壊防備保安林	二九・六八
木戸川水源かん養保安林	一四五・七五
木戸川土砂流出防備保安林	六四八・六一
木戸川防風保安林	八・六一
夏井川下流水源かん養保安林	三、五九六・九〇

夏井川下流土砂流出防備保安林	九〇七・二三
夏井川下流干害防備保安林	五二・一九
鮫川下流水源かん養保安林	一、九五〇・二七
鮫川下流土砂流出防備保安林	二〇六・四八
福島北東地区水源かん養保安林	三、九九六・五五
福島北東地区土砂流出防備保安林	一、〇二一・六一
福島北東地区干害防備保安林	六・四四
福島南西地区水源かん養保安林	一、三二三・〇五
福島南西地区土砂流出防備保安林	二六九・三七
郡山地区水源かん養保安林	四、六四〇・九六
郡山地区土砂流出防備保安林	一八四・二四
郡山地区干害防備保安林	四四・八〇
郡山地区水害防備保安林	〇・八四
夏井川上流水源かん養保安林	三四二・八七
夏井川上流土砂流出防備保安林	五四・六〇
夏井川上流干害防備保安林	一七・五六
阿武隈川上流水源かん養保安林	三、六九〇・四一
阿武隈川上流土砂流出防備保安林	二五一・九三
石川地区水源かん養保安林	五・〇四
石川地区土砂流出防備保安林	八・六八
石川地区干害防備保安林	一〇・六九
鮫川上流水源かん養保安林	六九・〇五
鮫川上流土砂流出防備保安林	一〇七・五四
鮫川上流干害防備保安林	二〇・五四
久慈川水源かん養保安林	一、〇一八・四八
久慈川土砂流出防備保安林	六六八・八六
久慈川干害防備保安林	三・〇八
猪苗代地区水源かん養保安林	二、四六九・三五
猪苗代地区土砂流出防備保安林	五八七・一四
松原地区水源かん養保安林	一、六七二・一五
松原地区土砂流出防備保安林	三・七八
濁川水源かん養保安林	三、六四四・〇九
濁川土砂流出防備保安林	三〇〇・四九
濁川干害防備保安林	四・三四
阿賀川下流水源かん養保安林	一、七五六・六五
阿賀川下流土砂流出防備保安林	六七七・六七
阿賀川下流干害防備保安林	四一・三〇
阿賀川中流水源かん養保安林	四、九七三・八二
阿賀川中流土砂流出防備保安林	八〇六・二二

阿賀川中流防風保安林	〇・二八
阿賀川中流干害防備保安林	八・一二
只見川下流水源かん養保安林	五、五七七・五四
只見川下流土砂流出防備保安林	九四七・一一
只見川下流干害防備保安林	三六・一六
阿賀川上流水源かん養保安林	七、四九九・七六
阿賀川上流土砂流出防備保安林	三、五二八・八九
只見川上流水源かん養保安林	一二、四四六・三六
只見川上流土砂流出防備保安林	一、七八五・三〇
只見川上流干害防備保安林	四〇・〇四
浜通り地区保健保安林	二〇五・九四
中通り地区保健保安林	一二六・〇四
会津地区保健保安林	六八五・七〇

（森林保全課）

福島県告示第五百七十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路は、次のとおりである。

令和八年九月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道いわき上三坂小野線	いわき市泉町下川字大剣三七八番地先から 同 市山田町砂方三五番地先まで

二 指定する期日 令和八年九月一日

（道路計画課）

福島県告示第五百七十九号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路並びに同令第十條第一項の規定により定める当該道路を通行する高さが一・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法は、次のとおりである。

令和八年九月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定する道路の路線名及び区間